

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3265号 2016.9.19 発行

ありのままを知ってほしい 知的障害者が挑む舞台 NHKニュース 2016年9月17日
 ことし7月に相模原市の知的障害者施設で入所者が殺害された事件は、知的障害者に対する理解や共生のあり方など、私たちの社会に大きな課題を改めて問いかけました。そうしたなか、知的障害者の若者自身が障害者を演じるミュージカルが上演されました。「ありのままを知ってもらい、社会に受け入れてもらいたい」というメッセージが込められています。舞台上上がった若者の挑戦を見つめました。(映像取材部・早川きよ)



知的障害者がミュージカル上演

8月下旬、神奈川県川崎市で知的障害者38人が、辰巳琢郎さんなどプロの俳優と一緒にミュージカルの公演を行いました。ミュージカルのタイトルは、「もしもしわたし」。知的障害がある女性が、周囲の働きかけで次第に自立しようと動き出す物語です。女性とともに、障害がある仲間たちが、当たり前のように恋愛や結婚を望み、将来の夢について語る姿が描かれています。

それと同時に、家族の反対や社会の理解が進んでいないなど、厳しい現実があることも訴えています。重いテーマの話ですが、随所に明るい歌やダンスが散りばめられていて、ミュージカルは華やかな内容に仕上がっています。

舞台に込めた企画者の思い

ミュージカルを企画したのは、知的障害者を役者として育てている企画制作会社です。社長の国枝秀美さんは、「障害があると“何も出来ない”と決めつけられることがあります。そうではないことを、出演者の演技や、芝居、ダンスを通じて知ってほしい。皆さんと何ら変わりなく、この子たちはいろんなことができるし、いろんな感情を持っている」と話していました。

出演者には“自立”を

主役をつとめたのは、神子彩さん（19歳）です。軽度の知的障害があり、小学校から特別支援学級に通っていました。2年前からは、都内のスポーツセンターで清掃の仕事をしています。ミュージカルの稽古は、ことし4月から毎週土日に行われてきました。長いせりふを話すことも、主役を演じることも、彩さんにとっては初めてのことでした。稽古が始まった当初、彩さんは少しでも注意されると気持ちが不安定になり、泣いてしまうことが多くありました。一度泣くと、なかなか気持ちを立て直すことが出来ません。これまでは彩さんが泣いてしまうような状況になると、母親がやって来てなだめ



たてました。泣いてしまうことが多くありました。一度泣くと、なかなか気持ちを立て直すことが出来ません。これまでは彩さんが泣いてしまうような状況になると、母親がやって来てなだめ

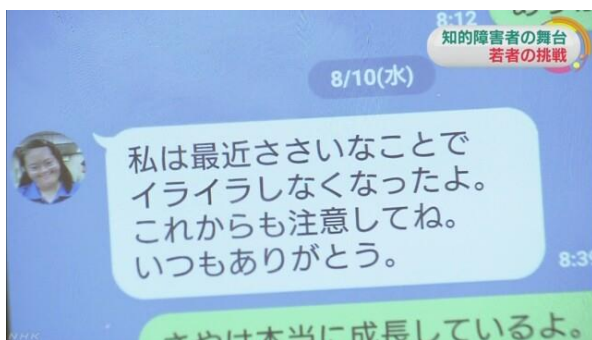
てくれました。しかし今回の稽古では、ミュージカルの制作者が親の見学を禁止しました。それは、この舞台の稽古を通して、彩さんら出演者に、親から自立することを期待したからです。母親になだめに来てもらえない彩さんは、仕方なく、部屋の隅で、母親に携帯電話でメッセージを送ります。当初のメッセージは「お母さんさみしい、一緒に帰りたい」など、弱音をもらす内容ばかりでした。

そんな彩さんの支えになってくれたのは、同じ舞台に立つ仲間でした。仲間たちが、「みんな頑張っているんだから頑張らないと」「応援しているの、みんなで」などと声をかけてくれたことで、次第に彩さんの心には、主役としての自覚と、「みんなの期待に応えたい」という思いが芽生えてきたのです。そして、次第に彩さんは、「注意されても頑張ろうという気持ちになります」「私は主役だから絶対頑張ります」と口にするようになりました。



自分でできることは増やして行ってほしい。そのためには、自分で考える事や決める事が必要で、そういう力を少しでも身につけていってくればよいと思っています」と話していました。

8月になり、平日に舞台稽古が入るようになってからも、彩さんは、仕事も稽古も休みませんでした。自宅では、稽古のスケジュールを手帳に書いて、自分で把握するようになりました。これまで人から注意を受けると気持ちが不安定になりがちだった彩さん。部屋には「8月の目標“注意は宝にする”」と書いた紙を貼り出しました。母親に送る携帯電話のメッセージも変わりました。8月中旬に彩さんが母親の博子さんに送ったメッセージには、



彩さんに変化が

日常生活でも彩さんに変化があらわれるようになりました。彩さんは、幼い頃から、朝の身支度など日常生活は、母親の博子さんに頼りきりでした。それが稽古が始まって2か月経ったところから、彩さんは、身支度や、部屋の整とんを自分でするようになりました。母親の博子さんは、「彩がどんなに頑張っても、人の手を借りないといけない面はありますが、

自分ですることは増やして行ってほしい。そのためには、自分で考える事や決める事が必要で、そういう力を少しでも身につけていってくればよいと思っています」と話していました。

と書かれていました。

母親の博子さんはこれを見たとき、「とてもびっくりしたんです。注意される事が大嫌いなので、成長したなど感じました」と話しています。

舞台に向けて

本番まで1週間となった日、演出家の細かい演技指導を受け止める彩さんの姿がありました。彩さんは、もう泣いて逃げません。

”自分の足で着実に歩いていこう”

8月28日。ミュージカル本番の日を迎え、これまでの練習の成果を発揮する時が来ました。舞台のヤマ場は彩さんがソロで歌う「もしもしカメよ」。“人より歩みは遅くても、自分の足で着実に歩いていこう”というメッセージを込めて歌いました。

「もしもしカメよカメさんよ。世界のうちでおまえほど歩みののろい者はない♪」。

彩さんは、70分にもわたる舞台上で主演を演じきり、会場には涙ぐむ観客の姿もありました。

ミュージカルの公演後に観客に感想を聞くと、ダウン症の娘を持つ女性は、「この舞台を観て、かつて娘に『結婚は出来ない』と言ってしまったことを悔やみました。タブーとは思わず、ごく自然な事なんだと受け取るようにしたいです」と話していました。

また、30代の女性は、「身内に障害のある人がいないので、見えていなかったんだと気付かされました。自分だけが良ければいいということでは無く、皆が幸せになっていく世の中はどうやって築けばいいのか考えたいです」と話していました。

彩さんの母親・博子さんは、「やりとげたことが、一つの自信になってもらえたらいい」と話していました。

大役を果たした彩さんはロビーで母親を見つけると、大泣きしながら「頑張ったよ、頑張ったよ」と言って、母親に抱きつきました。

自立を目指して挑戦した舞台上、彩さんは、その一歩を踏み出すきっかけをつかんだようです。

もっと知的障害者を知る機会を

リオデジャネイロパラリンピックでは、障害があっても活躍している人の姿がテレビやネットなどで大きく取り上げられています。しかし、取材を通して、知的障害がある人はなかなか活躍の場がないことを知りました。そしてそのことが、社会で知的障害者について知る機会を少なくしているとも感じました。障害があっても、当たり前のように恋愛や結婚を夢見ることができて、誰もがみな将来を語れる社会になればよいと強く感じました。



「他己紹介」で障害者ら交流 いきいきサロン

佐賀新聞 2016年09月18日

交流会で、相手から聞いた趣味などを紹介をする参加者＝佐賀市白山の佐賀商工ビル



障害のある人やその家族、支援者らが集う交流会「いきいきサロン」が11日、佐賀市の佐賀商工ビルで開かれた。約40人が意見交換をしたりゲームを楽しんだりして親睦を深めた。

障害の有無に関わらず暮らしやすいまちづくりを目指す身体障害者のグループ「〇〇な障がい者の会」が初めて企画した。相手の名前や趣味などを全員の前で発表する「他己紹介」のイベントでは、隣り合った参加者が、リオデジャネイロ・オリンピックやプロ野球セ・リーグで優勝した広島

カープなど、最近の話題を互いに聞き合いながら会話を弾ませた。

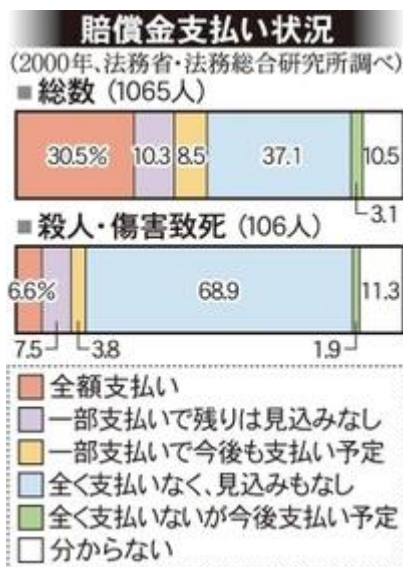
レクリエーションを通じた交流の場を提供する西九州大学の「ESRDサークル」の学生たちも参加し、全員で的当てなど軽スポーツを楽しんだ。同会の内田勝也会長は「交流を通じて障害のある人が外へ出掛けるきっかけになれば。これからも友達の輪を広げたい」と話した。

賠償金の“踏み倒し”横行 殺人などでは7割も

神戸新聞 2016年9月18日

犯罪被害者や遺族が起こした民事訴訟で確定した賠償金や示談金などを、加害者が支払わないケースが問題となっている。法務省の調査（2000年）では37・1%に上り、殺人・傷害致死事件に限れば7割に近い。8月には山形地裁が賠償金の不払いを続けた2人に、再び遺族への賠償を命じる判決を出した。兵庫県内でも過去に同様の判決があり、加害者側の不払いに備えて支援制度を設ける自治体も出ている。（有島弘記）

法務省のアンケートには被害者と遺族計1065人が回答。犯罪別で、不払いの割合が最も高かったのは「殺人・傷害致死」の68・9%（106人中73人）。「強盗」＝47・7%（109人中52人）▽「詐欺・横領」＝47・5%（122人中58人）－などが続いた。



民法では、確定した賠償命令の効力が10年と規定され、不払いが続いた場合、被害者側が再び訴訟を起こす必要がある。

山形地裁の判決もこの規定が関係している。1993年、山形県内の中学1年の男子生徒が体育用マットに押し込められ窒息死。遺族は逮捕・補導された元生徒7人に損害賠償を求め、計約5760万円の支払いを命じる判決が2005年に確定した。しかし、一部の元生徒が事件への関与を否定して賠償に応じず、遺族が再提訴して時効成立を防いだ。

兵庫県内では淡路島で起きた集団暴行事件で、次男を亡くした遺族が時効前に再び訴えを起こし、神戸地裁洲本支部が14年2月、請求を認める判決を出した。1回目の判決確定は事件から4年後の04年3月で、対象の元少年ら4人が賠償金計約7千万円を支払わなかった。

相次ぐ“踏み倒し”を受け、明石市は14年から独自の支援制度を始めた。殺人事件の遺族と、犯罪で重度障害を負った被害者が対象で、賠償金の不払いが続けば、被害者側から損害賠償請求権の一部を市が譲り受け、300万円を上限に立て替える。

市の担当者は「遺族らの聞き取りで、特に必要とされたのは経済的支援だった。制度が適用されるような事件は起きておらず、これが望ましいこと」としている。

■ 差し押さえ容易に 国は新制度を検討

犯罪被害者や遺族が裁判を通じて加害者に賠償金を求める以外に、国による経済的な支援制度もあるが、専門家からはより踏み込んだ対応を求める声上がる。

1981年に始まった犯罪被害給付制度は、殺人や傷害致死事件などの遺族に支給される遺族給付金▽被害者の治療費などを対象とする重傷病給付金▽障害が残った場合の障害給付金—の3種があり、2015年度に兵庫県警を通じて支給された給付金は計14件の約1840万円。全国では計523件の約9億9100万円だった。

一方、訴訟で確定した賠償金の不払いを減らすため、法務省は加害者の財産の差し押さえを容易にする制度を検討。早ければ18年の国会に改正法案を提出する。

現行制度では、賠償金の支払い義務がある人（債務者）の口座を裁判所が差し押さえる場合、支払いを受ける権利のある人（債権者）が金融機関の支店名まで特定する必要がある。しかし、相手との接点が少ない場合は難しく、新制度では債務者の口座がありそうな金融機関名を債権者が挙げれば、裁判所が照会し、支店名や残高を回答させる仕組みを目指す。

■ 諸沢英道・元常磐大学長（被害者学）の話

「罰金」であれば国が取り立てるが「賠償金」はそうではなく、加害者が支払わなくても罰則はない。たとえ分割払いでも継続することは少なく、遺族や被害者から催促するのは気が重い。強制執行するにしても、弁護士費用などを新たに負担しないといけない。法

務省が導入を検討する新制度は一步前進だが十分ではない。逃げ得を決して許さない制度をつくるべきだ。

パラリンピックと太陽の家

西日本新聞 2016年09月18日

1964年11月8日、アジア初のパラリンピックが東京で開幕した。日本選手団の団長を務めたのは、開催に尽力した大分県別府市の中村裕医師（故人）である。

日本の総合成績は、参加22カ国中13位だった。障害者スポーツの種がまかれたばかりの国としては、健闘が光る大会ではなかったか。

ところが、中村医師の心に残ったのは、日本人選手の「弱々しく、顔色も暗い」印象だったという。

外国の選手が日本勢を圧倒したのは、体格や練習量、技量だけではなかった。

外国選手の大半は多種多様な職に就いていた。一方、日本選手53人のうち、仕事があるのはわずか5人だった。

生活者としての自立がもたらす誇りと強さ、明るさが外国選手にはあった。その国には、障害者の自立を支える社会があったということだ。

「障害者に保護より働く機会を」というスローガンを掲げ、中村医師が翌65年に別府市に創設したのが社会福祉法人「太陽の家」である。企業と連携し、障害者雇用のモデルを作り上げた業績は、今なお色あせない。

あの大会から半世紀以上が過ぎ、障害者スポーツは日本に広く根を張った。

18日に閉幕するリオデジャネイロ大会では日本の選手たちも素晴らしい活躍を見せてくれた。選手たちの表情に中村医師がかつて感じた弱さや暗さはかけらもない。

その中には、ボッチャ競技で銀メダルを獲得した日本チームの木谷隆行選手もいる。「太陽の家」の一員である。

64年東京大会は、社会の障害者観に変更を迫り、福祉を保護から自立支援に転換する契機になったとされる。

障害者福祉は当事者とその家族らの力に押され、前進してきた。それでも、就労対策ではまだ遅れが目立つ。パラリンピックの2020年東京大会開催を追い風にして、ぜひ改善していきたい。「世に障害者はあっても、仕事に障害はあり得ない」と中村医師は語った。語り継ぎたい理念である。

社説：パラ五輪に学ぶ共生社会

日本経済新聞 2016年9月19日

リオデジャネイロ・パラリンピックが閉幕する。

150を超える国と地域から史上最多の4300人の選手が集い、磨いた技や鍛えぬいた力で競い合った。4年後、東京でも自らの限界に挑む勇姿を多くの観衆の前で披露してほしい。

かつて障害者のリハビリテーションの一環と位置づけられていたパラリンピックだが、現在は各競技種目とも独自の地位を確立したといつてよい。

陸上や水泳では障害の種類や運動機能でクラス分けがされ、団体の球技では障害の程度をポイント化する手法を使いチーム内でのメンバーの役割を分担している。

補助スタッフも充実し、車いすや義足の開発・改良では最新の技術が反映された。公平さを保つためのルールや支援の枠組みは、今後も維持し続けねばならない。

この点に鑑み、国際パラリンピック委員会（IPC）がドーピングを理由にロシア選手団を大会から除外したのはうなずける。持てる運動能力で正々堂々と戦うというパラリンピック精神と薬物汚染は対極にあるからだ。次回もこの方針は貫徹すべきだ。

「障害を持つ人も健常者も相互に人格と能力を尊重し支え合う」。共生社会の理想である。パラリンピックのアスリートらは、人間の秘める可能性の大きさを私たちに気づかせてくれる。

これに学び、障害のある人たちや高齢者らが積極的に社会に参加し貢献できるよう、インフラの面とともに、人々のこころの面でのバリアフリー化をさらに推し進める必要がある。

相模原市の障害者施設殺傷事件の容疑者のようなゆがんだ排除の論理をまん延させてはならないのは論をまたない。東京の地下鉄で、目の不自由な人が線路に転落してはねられ死亡した悲劇も繰り返してはなるまい。4年後、東京を訪れた人たちから「成熟した都市空間とはこういうものか」と評価されるようスタートを切りたい。

社説：敬老の日／暮らし方を選べる社会に

神戸新聞 2016年9月19日

きょうは「敬老の日」。老いや病と向き合いながら、住み慣れた地域で暮らし続けたいと願う高齢者を支えるには、どうすればいいだろう。

不可欠なのは介護や医療、生活支援などが十分に受けられる仕組みである。今、各地で医療機関や福祉施設などが連携し、必要なサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」づくりが進む。厚生労働省は、2025年までに全国の中学校区単位での構築を目指す。

高齢者向けの住宅や施設が増え、シニア世代が望む「住まい」は多様化している。一方で独居や高齢の配偶者らが介護する「老老介護」が増え、在宅介護に限界もある。

自宅で必要な支援を受けられれば暮らし方の選択肢は広がるだろう。

25年には団塊の世代が75歳を超える。75歳を過ぎると、医療や介護を必要とする人の割合が急増する。希望に応じた生活を選べるよう「地域包括ケア」の整備を急ぎたい。

鍵を握るのが、介護保険の新たなサービス「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」だ。24時間態勢で訪問介護・看護を受けられる。12年度から導入され、兵庫県内には7月時点で拠点が33カ所ある。

生活ペースに合わせて1日数回、ヘルパーや看護師らが自宅を訪問する。電話相談や緊急時の呼び出しにも応じる。利用回数に限らず定額制で、要介護5、自己負担1割の人で月3万円ほどという。

従来 of 訪問介護と異なって1回の滞在時間は15分程度と短い、毎日こまめにサービスを受けられる。介護する家族の負担軽減にもつながると期待されている。

ただ、認知度の低さもあって思うように広がっていない。山間部などでは移動に時間がかかり、効率が悪い。参入する事業者がゼロという地域もあり、17年度末に県内で60カ所という計画達成は厳しい状況だ。

県は特別養護老人ホームなど24時間態勢で高齢者に目を配る既存施設に対し、この事業への参入を促す。利用者からの連絡を受けてヘルパーらを手配する「オペレーター」の人件費を負担するなど、全国に先駆けたモデル事業として進めている。

在宅介護を支えるには関係機関の連携に加え、今ある施設や人材を機能的に活用する視点が欠かせない。高齢者の意思を尊重できる社会に向けて知恵を絞りたい。

【主張】敬老の日50年 昔も今も「生きがいこそ」

産経新聞 2016年9月19日

国民の祝日として初めて「敬老の日」を迎えたのは昭和41（1966）年だった。あれからちょうど50年となる。当初は9月15日だった敬老の日は、法改正で平成15年から9月の第3月曜日に移り、今に至っている。

この半世紀で、高齢者をとりまく課題については何が変わり、何が変わっていないのかを改めて見つめることは極めて有意義だろう。

昭和40年の65歳以上人口は618万人で、総人口に占める割合は6・3%だった。それが51年後の今年3月1日には、それぞれ3427万人、27・0%になった。わが国の高齢化がいかに急ピッチで進んだかが分かる。

1回目の敬老の日、弊紙の社説は「健康保険にしても、老齡の家族については自己負担をなくす方法を考えてみてはどうか」と提言した。しかし著しい少子高齢社会となった現在では、高齢者にも応分の負担をしてもらわないと国の財政が立ちゆかない。

一方で「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う」とされた祝日法の趣旨の大切さは、昔も今も変わらない。

変わらぬものは、まだある。先の社説は「(家庭や社会で)自分がなんらかの形で貢献していると自覚し、それを喜びとするよう、すべての人が配慮していくことが、新しい“敬老”でなくてはならない」とも論じていた。

これはそっくり現在にもあてはまるのではなからうか。いくら長寿を祝われても、高齢者自身が生きがいもち、喜びに満ちた生活を送れないようでは健全な長寿社会とはいえない。支援の必要な人を支えるのは当然だが、元気なお年寄りには家庭や社会に積極的に関わり、貢献してほしい。

昨年、「第41回産経市民の社会福祉賞」(産経新聞厚生文化事業団主催)に輝いた和歌山県美浜町のグループ「みつや会」はメンバーの大半が高齢者で、デイサービスでの介助ボランティアやお年寄り家庭への給食配達など幅広い活動を続けている。高齢者による高齢者支援はメンバー個々の生きがいにもなっているという。

この超高齢社会を乗り切るには何より、若い世代を含めた国民一人一人の理解と協力が欠かせない。「わたしたちすべてが、やがては老人になる日がくるから」。50年前の社説の掉尾(とうび)の一節を、いま一度かみしめたい。

論説：高齢者の生きがいづくり 「はつらつ寿命」を伸ばそう

佐賀新聞 2016年09月19日

男女とも世界屈指の平均寿命を誇る日本。ただ長生きすればよいのではなく、日常的な介護を必要とせず自立した生活ができる生存期間「健康寿命」が重要視されるなど、寿命の質が問われている。その考え方を一歩進めて、高齢者が生きがいを持って、地域の中でいきいきと暮らせる期間を「はつらつ寿命」と命名したい。さらには、高齢者の持つ豊かな知識や経験、能力を地域づくりに生かせる社会を目指したい。

高齢者がいきいきといつまでも暮らしていくために、生きがいづくりが必要だ。生きがいとは、年齢にかかわらず主体的に活動し、自立した生活をしていくために必要な心の支え。高齢者にとっては、そのまま生きる意味にもつながる。

しかし、多くの人にとって老境に差し掛かる50代から60代にかけては、定年退職や子育てを終える時期と重なる。60歳前後を境に、「仕事」「子育て」という、いわば二大生きがいを失うことになり、「燃え尽き症候群」や「空(から)の巣(す)症候群」など身のバランスを崩す人もいるほどだ。

ただ、生きがいは決して仕事や子育てだけではない。本紙読者投稿欄「ひろば」に目を通すと、ウォーキングや山登り、草花や野菜作り、孫のお守りにと、明るく前向きに日々を暮らす高齢者の姿が浮かぶ。「みんなのスポーツ」欄では、ゲートボールやグラウンドゴルフのみならず、さまざまな競技で好成績を残し、誇らしげに優勝杯を掲げる高齢者の姿も珍しくない。

そもそも生きがいは、極めて個人的なものであり、他人が与えるものでも、強制されるものでもない。何に生きがいを感じるかは、その人の個性や人生観にも由来し、人生経験を重ねた高齢者なら、なおのこと多様となろう。高齢者も趣味的なものだけでなく、就労や起業、生涯学習、地域貢献など、さまざまな形態の生きがいを求めているとのデータもある。

佐賀県高齢者福祉計画「さがゴールドプラン21」は、豊かな知識や経験、技能を持つ元気な高齢者を、地域社会を支える担い手として位置づける。地域活動や社会貢献活動に意欲のある高齢者のニーズに対応できる仕組みづくりや普及啓発に力を注ぐとしている。

その一つが「ボランティアポイント制度」。老人介護施設などで入所者との語らいや生活支援などボランティア活動を行うと年間最大5千円相当のポイントがもらえる。8月末時点で876人が登録。高齢者が相互に支え合うことで、介護予防効果もあるという。

また、「ゆめさが大学」（旧高齢者大学）では、県内3校で60～90代が学び、これまでに4千人近い卒業生を出している。そこには、老いてなお成長し続ける高齢者の姿がある。卒業生の7割が何らかの地域貢献活動に携わっており、大学での学びや経験を地域に還元している。

何かしらの役割を持つこと、人の役に立つことに生きがいを感じられればすてきなことだ。誰もが生きがいを持ち、はつらつと暮らし、住んでいる街で最期を迎えられる社会の実現を目指したい。

きょうは敬老の日。県内のお年寄りが「はつらつ寿命」を一日でも長く全うされることを強く願っている。（田栗祐司）

社説：性犯罪の処罰 「魂の殺人」を許さない 朝日新聞 2016年9月19日

性犯罪にいかなる姿勢で臨むべきか。法制審議会が答申をまとめ、法相に提出した。

強姦（ごうかん）罪について、加害者を起訴する際に被害者の告訴を必要とする定めをなくす▽量刑を懲役3年以上から5年以上に引きあげる▽男性の被害も対象とする——などの見直しを提言している。親ら監護者が影響力に乗じて18歳未満に性交やわいせつな行為をするのを、犯罪として罰することも盛りこまれた。

背景にあるのは、性暴力を人間の尊厳に対する罪ととらえ、被害者が心身にうける傷の深さを重くみる考えだ。

総じて妥当な内容だが、懸念がないわけではない。

加害者とは一切かわりたくない。記憶を呼び起こすことはしたくない。そんな思いで告訴を見送る被害者も多い。

答申通りに刑法を改めれば、告訴するかどうかの判断を迫られることはなくなり、被害者の負担は軽くなる。一方で希望しない裁判が始まる例も想定される。2次、3次の被害を招かぬよう、捜査・公判に携わる者には十分な配慮が求められる。

監護者の処罰規定が入ったのは、近親者による性犯罪の深刻さが広く認識されるようになったためだ。この提案も立場によって評価は分かれる。

被害者支援にあたる人々は、教員やスポーツコーチらによる性暴力も見過ごせない状況にあるという。だが「監護者」ではないため、処罰の網がかからない。「もっと踏み込んでほしかった」との声に、思いを同じくする人も少なくないだろう。

逆に、刑事弁護を担う側からは、犯罪の要件があいまいで、恋愛感情にもとづく行為も摘発対象となり、冤罪（えんざい）を生む恐れがあるとの指摘が出ている。

国会審議を通じてこうした疑問や不安の解消に努め、その後は実務のなかで適切な運用例を積みあげてもらいたい。何より尊重すべきは、被害者の人権であり、日々の生活であることは言うまでもない。

過酷な体験をした人たちの話を見聞きすると、強姦が「魂の殺人」と呼ばれる理由が痛切に伝わってくる。他の性暴行の罪深さも同様である。

だが、私たちの社会はこの問題に正面から向きあってきたと言えるだろうか。支える仕組みは貧弱で、声をあげられない被害者がいまま大勢いる。

サポート態勢の充実、被害にあった人に向けられる無理解や偏見の克服、治療プログラムなどを通じた再犯防止策の拡充。

答申を機に、山積する課題への取り組みを強めたい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

